



2010年9月2日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社
代表者名 代表取締役社長 永守 重信
取 引 所 東証一部・大証一部(6594)
NYSE (NJ)
所 在 地 京都市南区久世殿城町338
問合せ先 執行役員財務部担当 佐野 知昭
電 話 (075) 935-6230

2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、2010年9月2日開催の取締役会において、2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）額面総額上限1,000億円（グリーンシュール・オプション200億円含む。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は成長への飽くなき挑戦を続けることを基本姿勢とし、駆動技術製品、即ちモータを中心とした「回るもの、動くもの」に特化した総合モータのグローバル企業として世界No.1メーカーを目指しております。また、市場戦略面では、4つのキーワード、「省エネ」・「エコ」・「軽薄短小」・「ハーフプライス」を掲げ、当社成長戦略の根幹を成す「スリ一新（新製品・新市場・新顧客）活動」を以下のように展開してまいります。

- ①コアとなるモータ事業については、マイクロモータから家電・産業用、将来の基幹事業となる車載モータ用の中型モータまで、当社の中核技術である小型高出力で省エネ性能に優れたブラシレスDCモータ技術を幅広く応用し、最先端の製品開発力と低コストを可能とする生産技術をもって新製品と新市場を開拓しております。
- ②HDD用モータについては、HDDの容量増大とHDD用途の広がりや小型・薄型化に対応した技術革新を推進することにより、この市場における次世代製品の競争優位性を更に高めてまいります。
- ③グループ内の各種電子・光学部品や半導体・電子部品等の製造装置・検査機器は、単独でトップクラスのマーケットシェアや世界最高の技術水準を確保すると共に、相互の技術融合により新分野を開拓し、成長事業の創出に取り組んでいます。

同時に、当社のスピード成長の一翼を担うM&A戦略を引続き積極推進してまいります。平成22年3月期の海外2案件（日本電産ソーレモータとSC WADO）に続き、平成22年8月18日には、グローバルな事業基盤の確立と製品ラ

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法（“米国証券法”）上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

インナップの補完・拡充を目的として、Emerson Electric Co.のMotors & Controls事業（以下「EMC事業」という。）の取得を発表いたしました。当該取得は、諸手続を経て平成22年9月30日までに実現する予定です。当社は、今後も既存製品群の安定供給と収益性の改革を企図した部品内製化や、将来の基幹事業となる車載モータ分野、高い成長率が望める家電及び産業用モータ分野等に、焦点を当てて事業を展開してまいります。

一方、対処すべき資金需要を要する課題としては、以下が挙げられます。

①技術開発体制の強化

当社は、急速に変化して行く市場ニーズに応え、かつ積極的に新技術・新製品を提供するためグループ一丸となった開発体制の強化を推進いたします。中核となる日本電産中央開発技術研究所やモーター基礎研究所に加えて、更なる規模拡大と機能向上を目指して平成21年3月の長野技術開発センターの新棟完成に続き、平成21年8月に滋賀技術開発センターの新棟が完成いたしました。また、メイドインマーケット戦略の加速化とグローバル化に対応して開発の現地化を推進しており、中国の大連、東莞に設置しております開発拠点の更なる拡大・増強を図ってまいります。

②グローバルな生産拠点の展開

海外生産の展開においては特定の国・地域に集中することによるカントリーリスクを回避するため、適度な分散投資を実践しております。新興国市場としての中国への投資拡大に対応して、フィリピン、タイ、ベトナム等の東南アジア各国への投資拡大を計画すると共に欧州でもポーランド工場の拡張や新規M&Aにより傘下に入った日本電産ソーレモータのイタリアとハンガリーの生産拠点の強化を推進してまいります。また、米国で確固とした事業基盤を確立しているEMC事業の買収により、当社グループはアジア及びヨーロッパを含む全世界の主要地域に事業拠点を構えることとなり、顧客の急速なグローバル展開と多様化するニーズへの一層的確な対応が可能になると予想されます。

本新株予約権付社債を発行する背景は、上述いたしました経営戦略、及び、対処すべき課題に基づき将来の事業環境の変化に柔軟に対応し、M&A、研究開発及び設備投資を機動的に行うためのものです。

また、本新株予約権付社債は、当初時価以上の転換価額を設定することで、当面の一株当たり利益等の希薄化を抑制することを企図しております。加えて、ゼロ・クーポンかつ払込金額が社債額面金額の100.5%で発行されるため、当面の金利コストの最小化が可能となります。

【調達資金の使途】

今回の資金調達は、短期借入金の返済資金に充当するものであり、当面の金利コストの最小化を図ることにより金融収支の改善を実現させ、投資資金の資金調達余力を確保するために必要不可欠なものと考えております。

【本新株予約権付社債の行使にあたっての自己株式の活用】

当社は平成21年3月期に237億円相当の自己株式を取得したことにより、平成22年6月末時点で5,784,535株の自己株式を保有しております。本新株予約権付社債の当社株式への転換時には、保有自己株式を活用することを意図しております。当該自己株式を戦略的に活用し、過度な希薄化を抑制しつつ、将来的には本新株予約権付社債の転換による資本増強を通じて更なる成長投資余力の拡大を図ってまいります。

なお、平成22年4月26日付で締結した当社による日本電産サーボ株式会社の子会社化に関する株式交換契約に基づき、同年10月1日を効力発生日として日本電産サーボ株式会社の株主に対して当社普通株式731,673株を割当て交付す

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Offering Circular）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法（“米国証券法”）上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

る予定ですが、交付する株式は保有自己株式を充当する予定であります。

記

2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 種類

当社がUnion Bank, N.A. (以下「受託会社」という。)との間で2010年9月21日(予定)(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という。)に基づき発行する2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

3. 本新株予約権付社債券の数

発行する本新株予約権付社債券の数は16,000枚とし、各本新株予約権付社債につき1枚の本新株予約権付社債券を発行する。但し、下記10.記載の幹事引受会社の権利が行使された場合には、本新株予約権付社債券が追加発行される。当該権利が上限まで行使された場合には、本新株予約権付社債券の数は20,000枚となる。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額を表章する大券1枚を発行する。また、代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)を発行することがある。

4. 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

5. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

800億円及び下記10.記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 各本社債の額面金額

500万円とする。なお、上記3.記載の大券の場合は、当該大券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(3) 本社債の払込金額

本社債の額面金額の100.5%

(4) 本社債の払込期日及び発行日

2010年9月21日

(5) 本社債の満期償還

2015年9月18日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債(本新株予約権付社債)の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法(“米国証券法”)上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

(6) 本社債の繰上償還

(i) クリーンアップ条項による繰上償還

残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知を行った上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ii) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記7.(1)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知を行った上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記7.(1)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記7.(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

(iii) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ（a）当該時点において適用ある日本の法令に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、下記6.(11)記載の措置を講ずることができない場合、（b）法律上は下記6.(11)記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、（c）当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前の日のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、下記6.(11)記載の承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は、（d）下記6.(11)記載の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合には、当社は、直ちに受託会社に対して上記（a）乃至（d）のいずれかの条件が満たされた旨の証明書を送付し、かつその後実務上可及的速やかにその旨を本新株予約権付社債権者に通知したときは、本新株予約権付社債権者に対して、東京における8営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日の東京における前営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、額面金額の100%で繰上償還することができる。

「組織再編等」とは、①当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における（i）当社と他の会社の合併（新設合併又は吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法（“米国証券法”）上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)又は(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)の承認決議の採択、並びに②当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における、その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議の採択がされることの総称をいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(A) (i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合(以下「上場廃止事由」という。)には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における8営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該上場廃止事由に係る下記6.(6)(二)記載の転換価額減額期間の最終日の東京における5営業日後の日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、その額面金額の100%で繰上償還することができる。

(B) 上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(二)に記載の本社債の償還に係る規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における8営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該上場廃止事由に係る下記6.(6)(二)記載の転換価額減額期間の最終日の東京における5営業日後の日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、その額面金額の100%で繰上償還することができる。

当社が上記(ハ)及び本(二)の両方に基づき本社債を償還することができる場合には、上記(ハ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還(組織再編等又は上場廃止事由が発生した場合を除く。)

本新株予約権付社債権者は、その保有する本社債を2013年9月20日(以下「選択的償還期日」という。)において、その額面金額の100%で償還するように当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、当該選択的償還期日に先立つ30日以上60日以内の間に所定の様式の償還請求通知書を作成し、当該本社債に係る本新株予約権付社債券を添付して下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の指定された事務所に提出しなければならない。かかる償還請求は取消し不能であり、当社の書面による同意のない限り撤回することができない。

但し、当社が、上記(イ)乃至(二)に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、本(ホ)に優先して上記(イ)乃至(二)に基づく繰上償還の規定が適用されるものとする。

(ハ) 組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

下記6.(6)(二)記載の転換価額減額開始日以降、本新株予約権付社債権者は、その保有する本社債を、その額面金額の100%に本新株予約権付社債の要項に従って償還プレミアムとして算定される金額を加えて償還するように

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債(本新株予約権付社債)の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国1933年証券法(“米国証券法”)上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、下記 6. (6) (ニ) 記載の転換価額減額期間の最終日の東京における 5 営業日以前に所定の様式の償還請求通知書を作成し、当該本社債に係る本新株予約権付社債券を添付して下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の指定された事務所に提出しなければならない。かかる償還請求は取消し不能であり、当社の書面による同意のない限り撤回することができない。当社は、当該転換価額減額期間の最終日の東京における 2 営業日後の日において、通知がなされた全ての本新株予約権付社債を償還するものとする。

但し、当社が、上記(イ)又は(ロ)に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、本(ハ)に優先して上記(イ)又は(ロ)に基づく繰上償還の規定が適用されるものとする。当社が、上記(ハ)又は(ニ)に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、上記(ハ)又は(ニ)に基づく繰上償還の規定に優先して本(ハ)が適用されるものとする。

(7) 償還の場所

下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の事務所において支払う。

(8) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(9) 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

本社債には利息を付さない。

(10) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

(11) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより残存本社債の全部をその額面金額の 100%で（本新株予約権付社債の要項に定める遅延利息と合わせて）直ちに償還しなければならない。

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

16,000 個及び下記 10. 記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 500 万円で除した個数並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 500 万円で除した個数の合計数

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額 500 万円につき 1 個とする。

(3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債(本新株予約権付社債)の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国 1933 年証券法(“米国証券法”)上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 本新株予約権の割当日

2010年9月21日

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(6)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記10.記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日(以下「条件決定日」という。)における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回らないものとする。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社大阪証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{発行又は処分} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{時価}}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{発行又は処分株式数} \end{array}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、一定の剰余金の配当又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ニ) 転換価額は、(イ)組織再編等が生じた場合であつてかつ上記5.(6)(ハ)(a)乃至(d)のいずれかの条件を充たす旨の通知を当社が本新株予約権付社債権者に送付した場合、又は(ii)上記5.(6)(ニ)(A)又は(B)記載の繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。減額後の転換価額は、上記(ロ)に従い当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債(本新株予約権付社債)の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法(“米国証券法”)上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記（i）の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の東京における5営業日前の日までの期間をいい、上記（ii）の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記（i）又は（ii）の通知の日から東京における10営業日（上記5. (6) (=) (B) 但書記載の場合は東京における2営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

(7) 本新株予約権を行使することができる期間

2010年10月5日から2015年9月4日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①上記5. (6) (i) 乃至 (=) 記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（行使請求受付場所現地時間）（但し、上記5. (6) (ii)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②上記5. (8)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③上記5. (12)記載の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2015年9月4日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

但し、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下「その他の株主確定日」という。）の東京における2営業日前の日から当該基準日又は当該その他の株主確定日（基準日又はその他の株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における3営業日前から当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。当社が定款で定める日以外の日を基準日又はその他の株主確定日として設定する場合、当社は当該基準日又はその他の株主確定日の東京における5営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

(8) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(9) 本新株予約権の行使の効力

上記5. (10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の事務所に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後11時59分（日本時間では翌暦日）に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Offering Circular）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法（“米国証券法”）上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある日本の法令上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等が生じた日又は当該組織再編等の効力発生日の 25 日前の日のいずれか遅い日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本 (イ) に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して上記 5. (6) (ハ) (d) 記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記 (イ) の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記 (i) 又は (ii) に従う。なお、転換価額は上記 (6) (ハ) 及び (ニ) と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書 (Offering Circular) をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国 1933 年証券法（“米国証券法”）上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(7)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨て、現金による精算は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(12) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

7. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(2) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社及び当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）は、(イ)外債（以下に定義する。）に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を受託会社の満足する形で本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は (b) 受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Offering Circular）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法（“米国証券法”）上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

にも付す場合はこの限りでない。

本(2)において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の金融商品取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

8. 準拠法

英国法

9. 発行場所

連合王国ロンドン市

10. 募集方法

Mitsubishi UFJ Securities International plc を主幹事引受会社兼ブックランナーとする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2010年9月14日までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額200億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

11. 幹事引受会社の対価

幹事引受会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）（本社債の額面金額の102.5%）と幹事引受会社が当社に払い込む金額である本社債の払込金額（本社債の額面金額の100.5%）との差額の総額を幹事引受会社の対価とする。

12. 上場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

13. 本新株予約権に係るカストディアン及び名簿管理人

Union Bank, N.A.

14. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

以上

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法(“米国証券法”)上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

【ご参考】

1. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本調達による発行手取金（グリーンシュール・オプション分を含む。）については、全額を2010年9月末までに短期借入金の返済に充当する予定です。

(2) 前回の調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債はゼロ・クーポンの発行であり、新たな金利負担による業績への影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の配当政策は、安定配当を維持しながら連結純利益額の状況に応じて配当額の向上に取り組むと同時に、企業体質の一層の強化と積極的な事業展開の促進に備えて内部留保を充実することとしております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金については、経営体質の一層の強化と事業拡大投資に活用し収益向上に取り組んでまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等（連結）

	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	284.00円	197.42円	373.04円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	55円 (25円)	60円 (30円)	65円 (25円)
実績連結配当性向	19.4%	30.4%	17.4%
株主資本当社株主に帰属する当期純利益率	13.2%	9.2%	16.3%
連結純資産配当率	2.6%	2.8%	2.8%

(注)1. 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成されております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当社株主に帰属する当期純利益で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産（株主資本と非支配持分の合計）（連結）（期首1株当たりの純資産と期末1株当たりの純資産の平均）で除した数値です。

4. 米国会計基準に基づき、FASB Accounting Standards Codification (ASC) 205-20「財務諸表の表示—廃止事業 (Presentation of Financial Statements-Discontinued Operations)」(旧米国財務会計基準書(SFAS)第144号「長期性資産の減損または処分に関する会計処理」)に従って、非継続事業に関し、過年度の連結財務情報を一部組替再表示しております。

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法(“米国証券法”)上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額及び発行総額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期
始 値	7,650 円	6,130 円	4,450 円	10,020 円
高 値	8,770 円	8,290 円	10,040 円	10,140 円
安 値	6,020 円	3,130 円	4,310 円	7,050 円
終 値	6,130 円	4,400 円	10,020 円	7,510 円
株 価 収 益 率	21.6 倍	22.3 倍	26.9 倍	—

(注)1. 2011年3月期の株価については、2010年9月1日現在で表示しております。

2. 各決算期の株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当社株主に帰属する当期純利益で除した数値であります。

3. 株価はすべて大阪証券取引所における当社普通株式の株価であります。

(3) ロックアップについて

当社は、Mitsubishi UFJ Securities International plc（主幹事引受会社）に対し、引受契約書の締結日（条件決定日）から起算して180日目の日に終了する期間中、主幹事引受会社の書面による事前の同意なしには、本新株予約権付社債又は当社普通株式と実質的に類似する証券の発行等（但し、(i)当社による本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行、(ii)2010年4月26日付けで締結した当社による日本電産サーボ株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約に基づく当社普通株式の発行等、(iii)ストック・オプション・プランとして、当社又は子会社若しくは関係会社の役員・従業員に新株予約権等を付与する場合等を除く。）を行わない旨、合意しております。

以上

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Offering Circular）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国1933年証券法（“米国証券法”）上の米国における証券の募集行為ではありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国証券法上の米国における本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。本新株予約権付社債については、米国証券法上の米国における証券の募集又は販売は行われず、また、国内における募集は行われません。